

第4編 伊那中央行政組合病院事業企業職員の職のうち地方公営企業法  
第39条第2項の規定により組合長が定める職に関する規則

伊那中央行政組合病院事業企業職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規  
定により組合長が定める職に関する規則

平成28年12月 1 日

規則第 4 号

改正 平成31年 3月28日 規則第 3 号

伊那中央行政組合病院事業企業職員の職のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定により組合長が定める職は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 院長及び副院長
- (2) 診療部長
- (3) 薬剤部長及び薬剤部参事
- (4) 診療技術部長及び診療技術部参事
- (5) 看護部長、看護部参事及び副看護部長
- (6) 医療支援部長、医療支援部次長及び医療支援部室長
- (7) 事務部長、事務部次長、事務部課長及び事務部課長補佐
- (8) 医療安全管理室長及び医療安全管理室長補佐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年 3月28日規則第 3 号)

この規則は、平成31年 4月 1 日から施行する。